平成 24 年８月 22 日

各位

会　社　名　グ　リ　ー　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長　　田 中　　良 和
（コード番号：3632　東証第一部）
問 合 せ 先　コーポレート本部長　秋　山　　仁
（TEL. 03-5770-9500）

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容に関するお知らせ

グリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：田中良和、東証一部上場：コード番号 3632、以下「グリー」）は、平成 24 年８月 22 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成 24 年９月 25 日開催予定の第８回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

取締役に対するストック・オプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

（１）新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、年額 300 百万円の範囲内で新株予約権の発行価額（払込金額）の総額を定め、これを新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法に基づいて算出される新株予約権１個当たりの公正価額を基準として当社取締役会で定める額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切捨てる。）を限度とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（３）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役は、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（８）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上